人事院事務総長

給実甲第688号の一部改正について(通知)

給実甲第688号(管理職員特別勤務手当の運用について)の一部を下記のと おり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改	正	後		改	正	
給与法第1	9条の3関係		給与治	去第 1 9	条の3関	 昼係
1 50	条の第1項の	「臨時又は緊	1	この条	その第1月	項の「
急の必	(要」による勤	務とは、週休	: 7	急の必要	長」によ	る勤務
日等	(同項に規定す	る週休日等を		日等(同	可項に規2	定する
いう	以下同じ)	に処理するこ	1	いうじ	ゴ同ゴ) 17

とを要することが明白な臨時の又

は緊急性を有する業務のための勤

1 この条の第1項の「臨時又は緊 急の必要」による勤務とは、週休 日等(同項に規定する週休日等を いう。以下同じ。)に処理するこ とを要することが明白な臨時の又 は緊急性を有する業務のための勤

前

務をいい、「公務の運営の必要」 による勤務には、休日等(一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。規則第5条関係第1項において「給与法」という。)第15条に規定する祝日法による休日等又は同条に規定する年末年始の休日等をいう。以下この項において同じ。)において公務の正常な運営を確保するため、交替制勤務に従事する管理監督職員等が当該休日等の正規の勤務時間中に行う勤務を含む。

- 2 この条の第2項の「臨時又は 緊急の必要」による勤務とは、 <u>午後10時から翌日の午前5時</u> までの間(週休日等に含まれる 時間を除く。)であって正規の 勤務時間以外の時間に処理する ことを要することが明白な臨時 の又は緊急性を有する業務のた めの勤務をいう。
- 3 この条の第1項(国家公務員 の育児休業等に関する法律(平 成3年法律第109号)第16

務をいい、「公務の運営の必要」 による勤務には、休日等(一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第15条に 規定する祝日法による休日等又は 同条に規定する年末年始の休日等 をいう。以下この項において同じ。)において公務の正常な運営を確保するため、交替制勤務に従事する管理監督職員等が当該休日等の正規の勤務時間中に行う勤務を含む。

- 2 この条の第2項の「臨時又は 緊急の必要」による勤務とは、 週休日等以外の日の午前0時か ら午前5時までの間であって正 規の勤務時間以外の時間に処理 することを要することが明白な 臨時の又は緊急性を有する業務 のための勤務をいう。
- 3 この条の第1項(国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第16

条(同法第22条において準用 する場合を含む。)又は第24 条の規定により読み替えて適用 する場合を含む。)の勤務(人 事院規則9-93(管理職員特 別勤務手当)(以下「規則」と いう。)第4条の規定により同 項の勤務とみなされるものを含 む。以下「第1項の勤務」とい う。) は、週休日等(規則第4 条の規定により第1項の勤務と みなされる勤務については、午 後10時から翌日の午前5時ま での間(週休日等に含まれる時 間を除き、正規の勤務時間以外 の時間に限る。))の勤務であ り、連続する勤務(二以上の週 休日等にまたがる勤務及び週休 日等と週休日等以外の日にまた がる勤務を含む。) の開始から 終了までを1回として取り扱う ものとする。ただし、次に掲げ る場合は、それらの場合の第1 項の勤務の全てを1回の連続す る勤務として取り扱うものとす る。

条(同法第22条において準用 する場合を含む。)又は第24 条の規定により読み替えて適用 する場合を含む。)の勤務(規 則第4条関係第1項において 「第1項の勤務」という。) は、週休日等に始まる勤務(そ の前日である週休日等以外の日 から引き続く勤務を含む。)と し、連続する勤務(二以上の週 休日等にまたがる勤務を含 む。)の始まり(当該前日から 週休日等に引き続く勤務にあっ ては、当該週休日等の午前0 時)から終わりまでを1回とし て取り扱うものとする。ただ し、一の週休日等において勤務 の開始が二以上ある場合は、当 該週休日等に始まる勤務の全て を1回の連続した勤務として取 り扱うものとする。

- 一 一の週休日等において第1項の勤務の開始が二以上ある場合(次号に掲げる場合を除く。)
- 二 週休日等以外の日からその 翌日の週休日等に連続する勤 務が行われ、当該週休日等以 外の日及び当該週休日等にお いて第1項の勤務の開始が二 以上ある場合
- 4 この条の第2項の勤務(規則 第4条の規定により第1項の勤 務とみなされるものを除く。規 則第5条関係第1項において 「第2項の勤務」という。) は、午後10時から翌日の午前 5時までの間(週休日等に含ま れる時間を除き、正規の勤務時 間以外の時間に限る。)の勤務 (第1項の勤務を除く。)であ <u>り</u>、連続する<u>勤務(二の週休日</u> 等以外の日にまたがる勤務を含 <u>む。)の開始から終了まで</u>を1 回として取り扱うものとする。 ただし、一の週休日等以外の日| において勤務の開始が二以上あ

(新設)

(新設)

4 この条の第2項の勤務(規則 第4条関係第1項において「第 2項の勤務」という。)は、週 休日等以外の日の午前 0 時から 午前5時までの間に始まる勤務 (その前日である週休日等以外 の日から引き続く勤務を含 <u>む。)とし</u>、連続する<u>勤務</u>の始 まり (当該前日から週休日等以 外の日に引き続く勤務にあって は、当該週休日等以外の日の午 前0時)から終わりまでを1回 として取り扱うものとする。た だし、一の週休日等以外の日に おいて勤務の開始が二以上ある 場合は、当該週休日等以外の日

る場合は、当該週休日等以外の 日に開始する勤務の全てを1回 の連続する勤務として取り扱う ものとする。

規則第2条関係

この条の<u>第1項</u>に規定する「6 時間」は、<u>実働時間</u>による。

規則第5条関係

一~十 (略)

2 (略)

に<u>始まる勤務</u>の全てを1回の<u>連</u> 続した勤務として取り扱うもの とする。

規則第2条関係

この条の<u>第1項第1号</u>に規定する「6時間」は、<u>週休日等における</u> る実働時間による。

規則第4条関係

1 各庁の長又はその委任を受け た者は、管理監督職員等又は指 定職俸給表の適用を受ける職員 が管理職員特別勤務を第1項の 勤務又は第2項の勤務をいう。 以下同じ。)を行った場合は、 管理職員特別勤務に従事した郡 員の報告等に基づき、その都る事 項を管理職員特別勤務実績簿に 記入させた上、自ら確認して 該管理職員特別勤務実績簿にそ の旨を示すものとする。

一~十 (略)

2 (略)